

## 船舶事故調査報告書

令和7年12月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

<b>事故種類</b>	乗揚
<b>発生日時</b>	令和7年6月27日 21時17分頃
<b>発生場所</b>	愛媛県松山市二神島西岸 情島灯台から真方位 $122^{\circ} 2.5$ 海里 (M) 付近 (概位 北緯 $33^{\circ} 55.9'$ 東経 $132^{\circ} 31.0'$ )
<b>事故の概要</b>	引船明咲は、台船 Y-0073 をえい航して北東進中、両船が島岸に乗り揚げた。
<b>事故調査の経過</b>	令和7年7月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
<b>事実情報</b>	<p>船種船名、総トン数 A 引船 明咲、19トン 船舶番号、船舶所有者等 260-44982 兵庫、宗田造船株式会社 (A社)</p> <p>B 台船 Y-0073、総トン数不詳 (全長約 45.00m) なし、A社</p>
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 甲板員A、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に凹損及び擦過傷 B 船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約 2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約 294cm (松山)、潮流 約 1.0 ~ 1.5 ノット (kn) の東北東流
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、無人のB船を長さ約50mのえい航索でえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、甲板員Aが単独の船橋当直につき、法定灯火を表示して平郡水道を東進していた。</p> <p>甲板員Aは、操舵スタンドの前に置いた椅子に腰を掛けて操船に当たり、山口県周防大島町沖家室島南東方沖の変針点に至った頃、推薦航路に沿ってA船引船列を航行させることとし、針路を二神島西方沖に向けた。</p> <p>甲板員Aは、前路に航行の支障となる船舶を認めなかつたので、自身の携帯電話を持ち出してゲームを始めた。</p> <p>A船引船列は、約 8.0 ~ 8.5 kn の対地速力で、自動操舵により航行中、甲板員Aが、しだいにゲームに夢中になって視線を手元付近に向けるようになり、A船引船列が潮流の影響で右方に圧流されて二神島西岸に向かって航行していることに気付かず、同島西岸に乗り揚げた。（図1参照）</p>

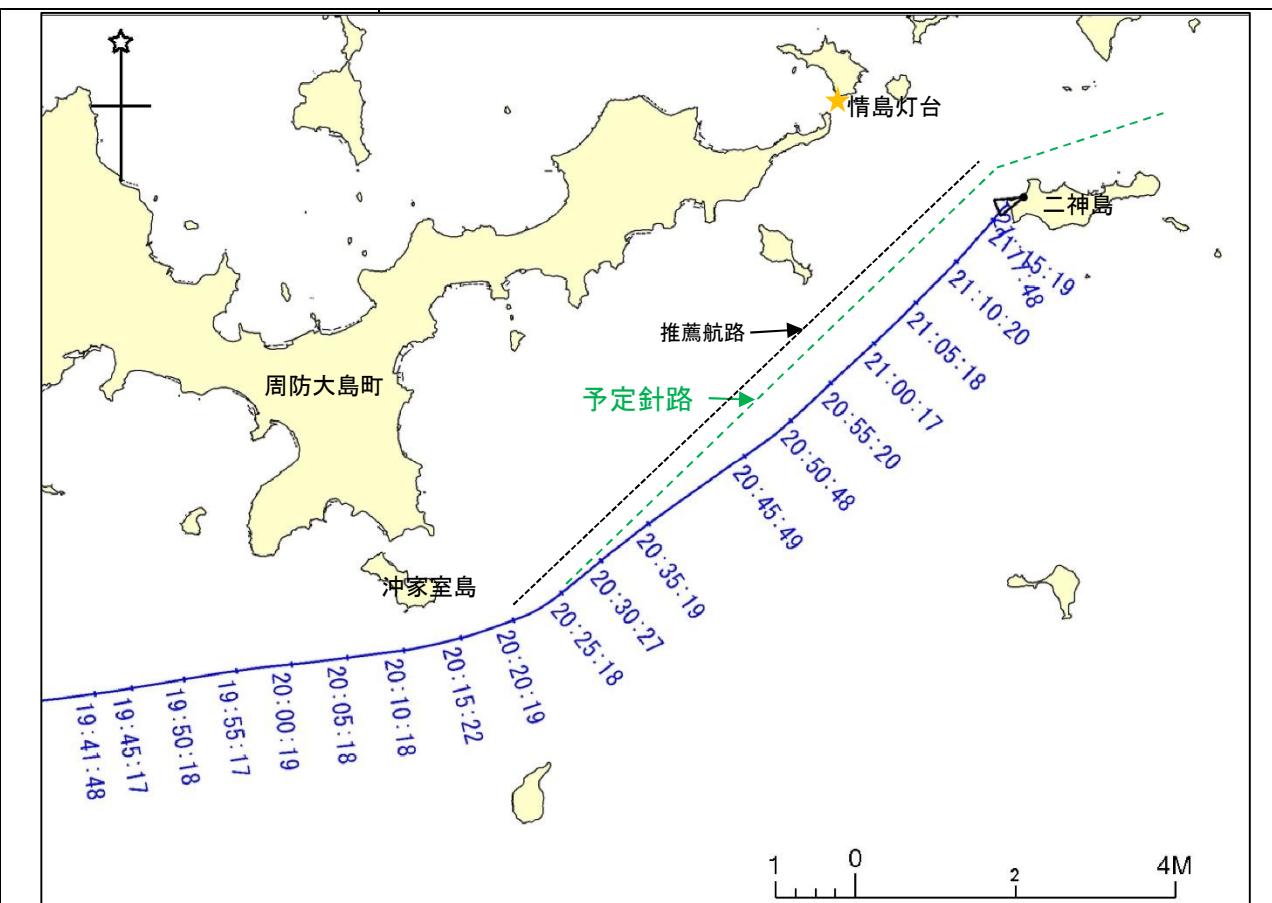


図1 事故発生経過概略図

自室で就寝中の船長Aは、乗揚の衝撃で目覚め、急いで昇橋し、海上保安庁に本事故発生の通報を行うとともに、A社担当者に同旨の連絡を行った。

A船引船列は、翌日、A社が手配したタグボートにより引き出され、自力で航行して目的地に向かった。

A船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.6mで、B船の喫水は、船首約0.40m、船尾約0.42mであった。

甲板員Aは、甲板員として約21年間の海上経験があり、本事故発生場所付近の操船にも慣れていた。

**分析** A船引船列は、自動操舵で北東進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが、携帯電話のゲームに夢中になって視線を手元付近に向け、周囲の見張り及び船位の確認を適切に行わなかったことから、A船引船列が潮流の影響で右方に圧流されて二神島西岸に向かって航行していることに気付かず、同島西岸に乗り揚げたものと考えられる。  
甲板員Aは、変針後、前路に航行の支障となる船舶を認めなかつたことから、自身の携帯電話を持ち出してゲームを始めたものと考えられる。

**原因** 本事故は、夜間、A船引船列が、自動操舵で北東進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが、ゲームに夢中になって視線を手元付近に向け、

	周囲の見張り及び船位の確認を適切に行わなかったため、A船引船列が潮流の影響で右方に圧流されて二神島西岸に向かって航行していることに気付かず、同島西岸に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>船長Aは、本事故後、個人の携帯電話を船橋内に持ち込ませないととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・船橋当直者は、操船に意識を集中し、常時、周囲の見張りを行いながら船位の確認を適切に行うこと。</li></ul>